

宇情審答申第24号

平成23年8月11日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会

会長 毛利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年12月1日付け、22宇総契第110号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「原告・〇〇〇〇他市民が提訴した土木工事の談合訴訟（Aランク・Bランク） 最高裁判決の業者弁償額・回収済みのもの・未回収のもの業者毎の残高・損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」について、公文書部分公開決定にかかる異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）が行った「損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」にかかる部分公開決定により非公開とされた法人等の名称、代表者名及び住所については、公開すべきである。

また、「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの及び未回収のもの業者毎の残高」については、公文書の特定に誤りがあるため、公文書を特定し直すべきである。

第2 異議申立ての経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成22年8月30日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「原告〇〇〇〇他市民が提訴した土木工事の談合訴訟（A、Bランク）（1）最高裁判決の業者弁償額（2）回収済みのもの（3）未回収のもの業者毎の残高 最終請求書」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、請求に係る公文書として「原告・〇〇〇〇他市民が提訴した土木工事の談合訴訟（Aランク・Bランク） 最高裁判決の業者弁償額・回収済みのもの・未回収のもの業者毎の残高・損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 本件公文書の公開に係る決定等

平成22年9月13日、実施機関は、条例第6条第3号本文に該当するとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年9月30日に公開実施した。

4 異議の申立て

平成22年11月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

5 審査会への諮問

平成22年12月1日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書を実施機関が平成22年9月13日付けで部分公開とした処分の取消決定を求める、というものである。

2 主張

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件処分の根拠として、条例第6条第3号に該当するとしているが、これは非公開の理由とはならない。

談合行為は、市民にとって悪の行為であり、最高裁判所はこれを指摘し損害賠償を求めた。悪の行為を行った業者の公開、返済状況を市民が知るのは当然の権利である。

- (2) 異議申立ての趣旨は、現在の回収済みの総額については公開されたが、個々の業者の名前及びその業者がいくら支払っているかを具体的に知りたい、ということである。

また、残額がある業者に対して、市の担当課はどのような請求をしているのか知りたい。それを知ることによって、業者が仕事をするにおいて不利になることはない。

- (3) 公開された公文書には具体的な業者の名前を書かずに、最高裁判決で確定したAランク及びBランクの業者弁償額、平成22年8月31日現在のAランク及びBランクの全体の収納額、及び平成22年8月31日現在のAランク及びBランクの業者毎の残高が書かれている。このような公文書は通常考えられず、これは公開用に作成された文書であると理解している。

例えば、商店などでは売掛帳のようなものがあり、売上、入金や個別の業者の残高が記載された台帳があるが、行政でもそれはあるはずであり、それが見たい。

- (4) 実施機関の理由説明書では、判決文書については裁判所から広く知らしめる文書ではないため公開しないでほしいとの要請を受けているとあるが、そのような話は聞いたことがなく、合点がいかない。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

- 1 実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

2 本件公文書について

- (1) 実施機関が特定した本件公文書は、次の通りである。

ア 本件公文書は、本件請求に基づき、「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの、未回収のもの業者毎の残高」については、現在存在している電磁的記録に請求額や未納額等の収納状況が記載されており、異議申立人が請求している以上のものが含まれているため、公開請求の内容に該当する事項を組み合わせ、紙面で出力したものである。

イ また「損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」は平成22年2月5日付け起案文書「(Bランク、Aランク) 損害賠償金の請求について (催告)」

による、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを履行していない業者に対する本件請求以前直近の平成22年2月10日付けの催告書（以下「催告書」という。）である。

(2) 本件公文書に記載されている情報は、次のとおりである。

ア 「最高裁判決の業者弁償額」については、最高裁判所第一小法廷平成19年9月27日付平成18年（行ヒ）第139号、第140号、第141号、第142号の決定に基づく大阪高等裁判所平成16年（行コ）第93号、第105号（平成17年12月28日判決）大阪高裁判決別紙「入札一覧表」控訴人別一覧表合計額及び最高裁判所第一小法廷平成19年9月27日付け平成18年（行ヒ）第146号の決定に基づく大阪高等裁判所平成15年（行コ）第108号（平成18年1月31日判決）該当者損害額である。

イ 「回収済みのもの」については、平成22年8月31日までの収納額を合計したものである。

ウ 「未回収のもの業者毎の残高（Aランク）」については、他の控訴人らとの連帯債務となるため、算定できない。

また、「未回収のもの業者毎の残高（Bランク）」については、平成22年8月31日までの遅延損害金を含む残高である。

エ 「最高裁判決の業者弁償額」の英語表記及び「未回収のもの業者毎の残高（Bランク）」の算用数字表記については、部分公開との趣旨である。

オ 「損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」は、平成22年2月5日付け起案文書、件名「(Bランク、Aランク) 損害賠償金の請求について(催告)」である。

3 条例第6条第3号該当性について

(1) 条例第6条第3号本文は、「法人（本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。」を非公開情報と規定しており、本件公文書のうち、法人等の名称、代表者名及び住所を非公開とした。

(2) 既に判決により制裁を受けているのに、更に本件公文書の内、法人等の名称、代表者名及び住所の情報を公開することは、現在及び今後における競争その他事業活動上社会的信用を損なうマイナス面となり、2度制裁を課するのと同じと考えられ、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益が明らかに害されると認められる。

(3) 判決文は、直接の当事者ではなく関係者という形でもらっている。裁判所からは広く知らしめる文書でないため公開しないしてほしい、との要請を受けている。また、判決の効力は当事者間だけのものであり、市が自ら公開する必要はないという判断

により、議会提出した判決文についても法人等の名称等については黒塗りにして出しており、本件請求があったとしても市が自ら公開すべきではないと考えている。

(4) 個々の業者の回収状況を公開すると、いろいろな噂などで企業活動が害されるおそれがある。その場合、市が公開したことも問題となる可能性がある。

(5) Aランク業者については、現在も事業活動を行い入札にも参加している業者があり、法人等の名称、代表者名及び住所を公開することは、事業活動が害される恐れがあることにもなりかねず、公開するには一定の考慮が必要であると考えている。

宇治市は最高裁判所の判決に基づく損害賠償請求額を請求するにあたり、連帯債務ではあるが、個々の業者に対して談合に関わった件数などを考慮し、判決上の請求額を各業者の応分の負担割合により分割した金額を設定し、暫定的に当該額（以下「暫定的請求額」という。）を請求することとした。

なお、Aランクのうち催告書が送付されている業者は14社すべてではなく、暫定的請求額を支払い、現在も事業活動を行っている業者である。また催告書が送付されていない業者は、既に破産して法人登記を抹消している業者又は暫定的請求額を分割払いで納付すると約束している業者である。

しかしながら、Aランクについては連帯債務であり、判決で確定した損害賠償額の支払いが免じられた訳ではない状況であるため、非公開が妥当と考えている。

(6) Bランク業者については、判決で個々の業者毎に確定した債務であるため、債務が残っている業者に対して催告書を送付しているが、商業登記がすでにないなど明らかに事業を行っていないと判断できる業者及び分割払いの約束をしている業者には催告書を送付していない。

すると、Aランク業者と同様に法人等の名称、代表者名及び住所を公開することは、事業活動が害される恐れがあることにもなりかねないため、非公開が妥当と考えている。

(7) 以上(1)～(6)のとおり、本件公文書のうち、法人等の名称、代表者名及び住所については、条例第6条第3号本文に該当するとして本件処分を行った。

第5 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容並びに実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、以下のとおりである。

(1) 「損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求について」とは、平成22年2月5日付け起案文書「(Bランク、Aランク) 損害賠償金の請求について (催告)」による、損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払いを履行していない業者に対する本件請求以前直近の平成22年2月10日付けの催告書である。

審査会において、催告書を実際に見分したところ、送付日、法人等の名称、代表者名、住所、催告の回数及び請求の根拠が記載されていることが確認できた。また、実施機関の主張内容を調査したところ、以下の事実が確認できた。

ア Aランクについての判決は、全体の損害賠償額を連帯して支払うものとして確定したが、Aランク業者に対して送付した催告書については、法人で商業登記がすでにない業者及び暫定的請求額を分割払いで納付すると約束している業者に対して送付しておらず、現在も事業活動を行っている業者で、暫定的請求額を支払済みのものに対してのみ送付している。

イ Bランク業者に対して送付した催告書については、個別の債務であるため、債務が残っている業者に対して送付しているが、商業登記がすでにないなど明らかに事業を行っていないと判断できる業者及び分割払いの約束をしている業者には送付していない。

- (2) 「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの及び未回収のもの業者毎の残高」については、本件請求に基づき、現在存在している電磁的記録から本件請求の内容に相当する事項を組み合わせ、紙面として出力したものである。

審査会において、紙面として出力された「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの及び未回収のもの業者毎の残高」を見分したところ、他の公文書に含まれている未納額等の情報を組み合わせたものであることが確認できた。

2 本件公文書のうち、催告書に関する条例第6条第3号本文該当性について

- (1) 条例第6条第3号本文は、「法人（本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。」を非公開情報と規定している。
- (2) Aランク業者に対して送付した催告書及びBランク業者に対して送付した催告書について、それぞれ以下のとおり判断する。

ア Aランク業者に対して送付した催告書について

- (ア) 確かに、催告書が送付されたAランク業者は、暫定的請求額を払い終えている。それにも関わらず、催告書が送付されていることが公にされると、宇治市に対する債務の支払いを完全には履行していないことが判明することになり、事業活動上の正当な利益を害される可能性はある。

しかしながら、Aランク業者は談合を理由として、判決によって連帯債務を負わされており、その法的な債務を完全には履行していない以上、催告書に記載されている法人等の名称、代表者名及び住所が公にされたとしても、法人等の事業活動上の正当な利益を害される蓋然性が高いとは言えない。

- (イ) 実施機関は、催告書に記載されている法人等の名称、代表者名及び住所を公開することによって2度制裁を課すのと同じと考えられると主張するが、

催告書を情報公開制度によって公開することは制裁の趣旨を持つものではないため、実施機関の主張は認められない。

- (ウ) 以上(ア)及び(イ)のとおり、Aランク業者に対して送付した催告書に記載された法人等の名称、代表者名及び住所については、条例第6条第3号本文に該当しないと認められるため、公開が妥当であると判断する。

イ Bランク業者に対して送付した催告書について

- (ア) Bランク業者は談合を理由として、判決によって個別の債務を負わされており、その法的な債務を履行していない以上、催告書に記載されている法人等の名称、代表者名及び住所が公にされたとしても、法人等の事業活動上の正当な利益を害される蓋然性が高いとは言えない。

また、実施機関は、催告書を送付している業者については、登記簿上は存在しているが事業活動を継続していない業者又は個人事業主ではあるが現在は廃業している業者と判断しているとのことであるから、それらの業者の正当な利益を害するおそれはないと言える。

- (イ) また、Aランクと同様に、実施機関は、催告書に記載されている法人等の名称、代表者名及び住所を公開することによって2度制裁を課すのと同じと考えられると主張するが、催告書を情報公開制度によって公開することは制裁の趣旨を持つものではないため、実施機関の主張は認められない。

- (ウ) なお、Bランクについては65業者及び1個人が対象となっているが、1個人については、Bランクに含まれる1業者の実質的経営者であり、そのような立場で談合に関わったことから債務を負うに至っているため、法人等に関する情報であるとみなして判断する。

- (エ) 以上(ア)～(ウ)のとおり、Bランク業者に対して送付した催告書に記載された法人等の名称、代表者名及び住所については、条例第6条第3号本文に該当しないと認められるため、公開が妥当であると判断する。

ウ 以上ア及びイのとおり、Aランク業者に対して送付した催告書及びBランク業者に対して送付した催告書に記載の法人等の名称、代表者名及び住所については、いずれも条例第6条第3号本文に該当しないと認められるため、公開が妥当であると判断する。

3 本件公文書のうち、「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの及び未回収のもの業者毎の残高」に関する公文書の特定の妥当性について

- (1) 実施機関が公開した公文書は、電磁的記録を組み合わせたものであるが、そもそも条例に基づく公開請求権は、宇治市に現存する文書があるがままの形で公開することを求める権利であり、実施機関には、新たに公文書を作成し、又は加工することはできないと解されているものである。よって、たとえ特定された文書に本件請求の内容以上のものが含まれている場合においても、条例第6条各号に規定する非公開事由に該当しない限りは、公開すべきである。

また、実施機関が非公開と判断した部分について、本来は黒塗りにして公開すべきところを英語表記、カタカナ表記及び数字表記で表し、非公開と判断した部分ではないかのようにして公開したことも、部分公開の実施の仕方としては誤りであると言わざるを得ない。

- (2) 以上のとおり、実施機関が公開した「最高裁判決の業者弁償額、回収済みのもの及び未回収のもの業者毎の残高」については、対象公文書の特定に誤りがあるため、実施機関は公文書を特定し直すべきである。

第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

第7 審査会の意見

なお、当審査会は、本件諮問事案について次の事項を意見として本答申に付帯して提言する。

- 1 現存する電磁的記録を組み合わせた文書を本件対象公文書として特定したことについては、情報公開請求の趣旨から適正とは言えず、情報公開制度に対する理解が不足していたものと指摘せざるを得ないため、今後はこのようなことがないよう情報公開制度の適正な運用に努められたい。

また、実施機関が英語表記、カタカナ表記及び数字表記で部分公開としたことは、異議申立人に部分公開であるとの趣旨が伝わりにくいことから、今後は非公開部分については黒塗りの措置をするよう適正な運用に努められたい。

- 2 留意事項について

実施機関は、新たに公文書を特定し直して異議申立人に決定を行うに際しては、次のとおり留意する必要がある。

談合による損害賠償事件の判決で違法行為であるとされ、宇治市に対して損害を与えたことから生じた債務は、判決で確定された法的な債務であることから、これを支払っていないことが公にされたとしても直ちに法人等の事業活動上の正当な利益を明らかに害するとまでは言えない。

条例が定める非公開事由の有無・範囲については、第5の2の当審査会の判断の趣旨を踏まえて、慎重に判断すべきである。

参考

本件異議申立ての経過

年 月 日	経 過
平成22年 8月30日	公文書公開請求
平成22年 9月13日	公文書部分公開決定
平成22年11月26日	公文書部分公開決定に対する異議申立て
平成22年12月 1日	諮問書の受理
平成22年12月17日	審査会（審議）
平成22年12月24日	実施機関から理由説明書收受
平成23年 1月28日	審査会（実施機関及び異議申立人からの意見聴取並びに審議）
平成23年 4月27日	審査会（審議）
平成23年 5月25日	審査会（審議）
平成23年 6月29日	審査会（審議）
平成23年 7月27日	審査会（審議）
平成23年 8月11日	答申